



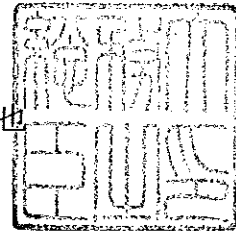
審 理 準 備 書 面

総 基 環 第 107 号
平成 20 年 4 月 17 日

電 波 監 理 審 議 会
主任審理官 佐藤 歳二 殿

総 務 大 臣

増 田 寛 也



下記のとおり、電波監理審議会の審理における準備書面を提出する。

記

1 準備書面を提出する者

氏名 総務大臣 増田寛也

住所 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

2 代理人

氏名 熊谷 明彦

住所 〒104-0061 東京都中央区銀座6丁目5番13号JDB銀座ビル7階
ふじ合同法律事務所

03-5568-1616

職業 弁護士

3 事案の要旨

総務大臣が行った平成19年総務省告示第682号及び平成20年総務省告示第13号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て

4 審理の期日に行う陳述の要旨

別紙のとおり

(別紙)

平成19年 3月23日付け付議第 1号事件
平成19年 5月16日付け付議第 2号事件
平成19年 7月11日付け付議第 3号事件
平成19年 9月12日付け付議第 4号事件
平成19年11月14日付け付議第22号事件
平成19年12月12日付け付議第23号事件
平成20年 3月12日付け付議第 3号事件

準備書面(5)

平成20年4月17日

電波監理審議会主任審理官 殿

〒104-0061

東京都中央区銀座6丁目5番13号JDB銀座ビル7階
ふじ合同法律事務所(送達場所)

電話番号 03-5568-1616

FAX 03-5568-1617

総務大臣代理人 弁護士 熊谷 明



指定職員

総務省総合通信基盤局電波部長

田 中 栄



総務省総合通信基盤局電波部

電波環境課長

杉 浦



電波政策課企画官

藤 野



電波環境課電波環境推進官

鈴 木 達



電波環境課電波監視官

大 泉 雅



I 平成 20 年 3 月 12 日付け付議第 3 号事件について

本件につき、異議申立人らからの書証一式及び証拠説明書の提出をいまだ受けておらず、また、異議申立書記載事項以外の主張はいまだなされていないところであるが、審理が併合されている平成 19 年付議第 1 号ないし第 4 号、第 22 号及び第 23 号事件と同一の証拠が異議申立人らから提出されること及び異議申立人らから同一の主張がなされることを前提として、総務大臣は、以下のとおり答弁及び主張する。

総務大臣は、異議申立ての趣旨に対する答弁及び異議申立ての理由に対する認否について、平成 19 年 5 月 16 日付け付議第 2 号事件に係る平成 19 年 10 月 12 日付け準備書面(1)を援用する。

総務大臣は、平成 19 年 3 月 23 日付け付議第 1 号事件、平成 19 年 5 月 16 日付け付議第 2 号事件、平成 19 年 7 月 11 日付け付議第 3 号事件、平成 19 年 9 月 12 日付け付議第 4 号事件、平成 19 年 11 月 14 日付け付議第 22 号事件及び平成 19 年 12 月 12 日付け付議第 23 号事件に係る平成 20 年 1 月 31 日付け準備書面(3)並びに平成 19 年 3 月 23 日付け付議第 1 号事件、平成 19 年 5 月 16 日付け付議第 2 号事件、平成 19 年 7 月 11 日付け付議第 3 号事件、平成 19 年 9 月 12 日付け付議第 4 号事件、平成 19 年 11 月 14 日付け付議第 22 号事件及び平成 19 年 12 月 12 日付け付議第 23 号事件に係る平成 20 年 3 月 7 日付け準備書面(4)を援用する。

総務大臣は、右援用した平成 19 年 5 月 16 日付け付議第 2 号事件に係る平成 19 年 10 月 12 日付け準備書面(1)23 ページにおいて「おって、詳述する。」とした本件 PLC に関する型式指定の適法性については、以下のとおり主張する。略称等は、特に断らない限り従前の例による。

第 1 異議申立書別紙「広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分」1 番の処分について

製造業者等の名称 三菱電機株式会社
型式名 LVC-BD10
指定番号 第 AT-07041 号

- 1 標記機器については、三菱電機株式会社より、平成 19 年 9 月 10 日、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙 85 号証)が提出された。
- 2 同申請書は、電波法施行規則第 46 条第 1 項第 5 号に規定する
 - (1) 型式名
 - (2) 接続図
 - (3) 外観(図面及び写真)
 - (4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲)

イ 伝導妨害波の電流及び電圧

ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、同日付けで、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において同申請を受理した。

3 関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において、電波法施行規則第46条の2第1項第5号に掲げる条件である

(1) 搬送波の周波数が2MHzから30MHzまでの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が2MHzから30MHzまでの間にあるものであること。

(2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウまでの各表に定める値以下であること。

ア 通信状態における伝導妨害波の電流

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロアンペアを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	36デシベルから26デシベルまで ※	26デシベルから16デシベルまで ※
500kHz以上2MHz以下	26デシベル	16デシベル
2MHzを超え15MHz未満	30デシベル	20デシベル
15MHz以上30MHz以下	20デシベル	10デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロボルトを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	66デシベルから56デシベルまで ※	56デシベルから46デシベルまで ※
500kHz以上5MHz以下	56デシベル	46デシベル
5MHzを超え30MHz以下	60デシベル	50デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

ウ 放射妨害波の電界強度

周 波 数 帯	許 容 値 (毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)
30MHz以上230MHz以下	30デシベル
230MHzを超え1,000MHz以	37デシベル

下	
---	--

(3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については総務大臣が別に告示したものによること。

(4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

(5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

に適合しているか否かを審査したところ、別添1のとおり、いずれも適合していると認めた。

4 そこで、電波法施行規則第46条の2第1項の「総務大臣は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第2項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との規定に基づき、平成19年9月18日付け関通波環第369号により申請者に対して通知するとともに、平成19年12月18日、平成19年総務省告示第682号により告示を行った。

5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。

第2 異議申立書別紙「広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分」2番の処分について

製造業者等の名称 三菱電機株式会社

型式名 CPE-BD10

指定番号 第AT-07042号

1 標記機器については、三菱電機株式会社より、平成19年9月10日、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙86号証)が提出された。

2 同申請書は、電波法施行規則第46条第1項第5号に規定する

(1) 型式名

(2) 接続図

(3) 外観(図面及び写真)

(4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつ

ては、搬送波が拡散される周波数の範囲)

イ 伝導妨害波の電流及び電圧

ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、同日付けで、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において同申請を受理した。

3 関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において、電波法施行規則第46条の2第1項第5号に掲げる条件である

(1) 搬送波の周波数が2MHzから30MHzまでの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が2MHzから30MHzまでの間にあるものであること。

(2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウまでの各表に定める値以下であること。

ア 通信状態における伝導妨害波の電流

周波数帯	許容値 (1マイクロアンペアを0デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz以上500kHz未満	36デシベルから26デシベルまで ※	26デシベルから16デシベルまで ※
500kHz以上2MHz以下	26デシベル	16デシベル
2MHzを超え15MHz未満	30デシベル	20デシベル
15MHz以上30MHz以下	20デシベル	10デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周波数帯	許容値 (1マイクロボルトを0デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz以上500kHz未満	66デシベルから56デシベルまで ※	56デシベルから46デシベルまで ※
500kHz以上5MHz以下	56デシベル	46デシベル
5MHzを超え30MHz以下	60デシベル	50デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

ウ 放射妨害波の電界強度

周波数帯	許容値 (毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)
30MHz以上230MHz以下	30デシベル
230MHzを超え1,000MHz以下	37デシベル

(3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については総務大臣が別に告示したものによること。

(4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

(5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

に適合しているか否かを審査したところ、別添2のとおりいずれも適合していると認めた。

4 そこで、電波法施行規則第46条の2第1項の「総務大臣は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第2項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との規定に基づき、平成19年9月18日付け関通波環第369号により申請者に対して通知するとともに、平成19年12月18日、平成19年総務省告示第682号により告示を行った。

5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。

第3 異議申立書別紙「広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分」3番の処分について

製造業者等の名称 株式会社ルネサスソリューションズ
型式名 R0K508000D000BR
指定番号 第AT-07043号

1 標記機器については、株式会社ルネサスソリューションズより、平成19年8月6日、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙87号証)が提出された。

2 同申請書は、電波法施行規則第46条第1項第5号に規定する

(1) 型式名

(2) 接続図

(3) 外観(図面及び写真)

(4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲)

イ 伝導妨害波の電流及び電圧

ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、平成19年9月4日付けで、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において同申請を受理した。

3 関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において、電波法施行規則第46条の2第1項第5号に掲げる条件である

(1) 搬送波の周波数が2MHzから30MHzまでの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が2MHzから30MHzまでの間にあるものであること。

(2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウまでの各表に定める値以下であること。

ア 通信状態における伝導妨害波の電流

周波数帯	許容値 (1マイクロアンペアを0デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz以上500kHz未満	36デシベルから26デシベルまで ※	26デシベルから16デシベルまで ※
500kHz以上2MHz以下	26デシベル	16デシベル
2MHzを超え15MHz未満	30デシベル	20デシベル
15MHz以上30MHz以下	20デシベル	10デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周波数帯	許容値 (1マイクロボルトを0デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz以上500kHz未満	66デシベルから56デシベルまで ※	56デシベルから46デシベルまで ※
500kHz以上5MHz以下	56デシベル	46デシベル
5MHzを超え30MHz以下	60デシベル	50デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

ウ 放射妨害波の電界強度

周波数帯	許容値 (毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)
30MHz以上230MHz以下	30デシベル
230MHzを超え1,000MHz以下	37デシベル

(3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定

方法については総務大臣が別に告示したものによること。

(4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

(5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

に適合しているか否かを審査したところ、別添3のとおりいずれも適合していると認めた。

4 そこで、電波法施行規則第46条の2第1項の「総務大臣は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第2項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との規定に基づき、平成19年9月20日付け関通波環第374号により申請者に対して通知するとともに、平成19年12月18日、平成19年総務省告示第682号により告示を行った。

5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。

第4 異議申立書別紙「広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分」4番の処分について

製造業者等の名称 SMK株式会社

型式名 PLC-H01

指定番号 第DT-07002号

1 標記機器については、SMK株式会社より、平成19年9月3日、北陸総合通信局無線通信部監視調査課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙88号証)が提出された。

2 同申請書は、電波法施行規則第46条第1項第5号に規定する

(1) 型式名

(2) 接続図

(3) 外観(図面及び写真)

(4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲)

イ 伝導妨害波の電流及び電圧

ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、平成 19 年 9 月 7 日付けで、北陸総合通信局無線通信部監視調査課において同申請を受理した。

3 北陸総合通信局無線通信部監視調査課において、電波法施行規則第 46 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる条件である

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。
- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウまでの各表に定める値以下であること。

ア 通信状態における伝導妨害波の電流

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロアンペアを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	36デシベルから26デシベルまで ※	26デシベルから16デシベルまで ※
500kHz以上2MHz以下	26デシベル	16デシベル
2MHzを超え15MHz未満	30デシベル	20デシベル
15MHz以上30MHz以下	20デシベル	10デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロボルトを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	66デシベルから56デシベルまで ※	56デシベルから46デシベルまで ※
500kHz以上5MHz以下	56デシベル	46デシベル
5MHzを超え30MHz以下	60デシベル	50デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

ウ 放射妨害波の電界強度

周 波 数 帯	許 容 値 (毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)
30MHz以上230MHz以下	30デシベル
230MHzを超え1,000MHz以下	37デシベル

- (3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については総務大臣が別に告示したものによること。

(4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

(5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

に適合しているか否かを審査したところ、別添 4 のとおりいずれも適合していると認めた。

4 そこで、電波法施行規則第 46 条の 2 第 1 項の「総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第 2 項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との規定に基づき、平成 19 年 9 月 20 日付け陸通監第 256 号により申請者に対して通知するとともに、平成 19 年 12 月 18 日、平成 19 年総務省告示第 682 号により告示を行った。

5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。

第 5 異議申立書別紙「広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分」5 番の処分について

製造業者等の名称 株式会社ハロックス

型式名 HP-7050

指定番号 第 ET-07011 号

1 標記機器については、株式会社ハロックスより、平成 19 年 9 月 4 日、近畿総合通信局電波監理部電波利用環境課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙 89 号証)が提出された。

2 同申請書は、電波法施行規則第 46 条第 1 項第 5 号に規定する

(1) 型式名

(2) 接続図

(3) 外観(図面及び写真)

(4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲)

イ 伝導妨害波の電流及び電圧

ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、平成19年9月6日付けで、近畿総合通信局電波監理部電波利用環境課において同申請を受理した。

3 近畿総合通信局電波監理部電波利用環境課において、電波法施行規則第46条の2第1項第5号に掲げる条件である

- (1) 搬送波の周波数が2MHzから30MHzまでの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が2MHzから30MHzまでの間にあるものであること。
- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウまでの各表に定める値以下であること。

ア 通信状態における伝導妨害波の電流

周波数帯	許容値 (1マイクロアンペアを0デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz以上500kHz未満	36デシベルから26デシベルまで ※	26デシベルから16デシベルまで ※
500kHz以上2MHz以下	26デシベル	16デシベル
2MHzを超え15MHz未満	30デシベル	20デシベル
15MHz以上30MHz以下	20デシベル	10デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周波数帯	許容値 (1マイクロボルトを0デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz以上500kHz未満	66デシベルから56デシベルまで ※	56デシベルから46デシベルまで ※
500kHz以上5MHz以下	56デシベル	46デシベル
5MHzを超え30MHz以下	60デシベル	50デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

ウ 放射妨害波の電界強度

周波数帯	許容値 (毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)
30MHz以上230MHz以下	30デシベル
230MHzを超え1,000MHz以下	37デシベル

- (3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については総務大臣が別に告示したものによること。
- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそ

れないこと。

(5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

に適合しているか否かを審査したところ、別添5のとおりいずれも適合していると認めた。

4 そこで、電波法施行規則第46条の2第1項の「総務大臣は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第2項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との規定に基づき、平成19年9月27日付け近通環第446号により申請者に対して通知するとともに、平成19年12月18日、平成19年総務省告示第682号により告示を行った。

5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。

第6 異議申立書別紙「広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分」6番の処分について

製造業者等の名称	パナソニックコミュニケーションズ株式会社
型式名	BL-PA200
指定番号	第HT-07004号

1 標記機器については、パナソニックコミュニケーションズ株式会社より、平成19年10月3日、九州総合通信局電波監理部電波利用環境課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙90号証)が提出された。

2 同申請書は、電波法施行規則第46条第1項第5号に規定する

(1) 型式名

(2) 接続図

(3) 外観(図面及び写真)

(4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲)

イ 伝導妨害波の電流及び電圧

ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、平成19年10月4日付けで、

九州総合通信局電波監理部電波利用環境課において同申請を受理した。

3 九州総合通信局電波監理部電波利用環境課において、電波法施行規則第46条の2第1項第5号に掲げる条件である

- (1) 搬送波の周波数が2MHzから30MHzまでの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が2MHzから30MHzまでの間にあるものであること。
- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウまでの各表に定める値以下であること。

ア 通信状態における伝導妨害波の電流

周波数帯	許容値 (1マイクロアンペアを0デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz以上500kHz未満	36デシベルから26デシベルまで ※	26デシベルから16デシベルまで ※
500kHz以上2MHz以下	26デシベル	16デシベル
2MHzを超え15MHz未満	30デシベル	20デシベル
15MHz以上30MHz以下	20デシベル	10デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周波数帯	許容値 (1マイクロボルトを0デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz以上500kHz未満	66デシベルから56デシベルまで ※	56デシベルから46デシベルまで ※
500kHz以上5MHz以下	56デシベル	46デシベル
5MHzを超え30MHz以下	60デシベル	50デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

ウ 放射妨害波の電界強度

周波数帯	許容値 (毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)
30MHz以上230MHz以下	30デシベル
230MHzを超え1,000MHz以下	37デシベル

- (3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については総務大臣が別に告示したものによること。
- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

(5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

に適合しているか否かを審査したところ、別添 6 のとおりいずれも適合していると認めた。

4 そこで、電波法施行規則第 46 条の 2 第 1 項の「総務大臣は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第 2 項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との規定に基づき、平成 19 年 10 月 22 日付け九通環第 408 号により申請者に対して通知するとともに、平成 19 年 12 月 18 日、平成 19 年総務省告示第 682 号により告示を行った。

5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。

第 7 異議申立書別紙「広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分」7 番の処分について

製造業者等の名称 ディーリンクジャパン株式会社
型式名 DHP-300
指定番号 第 AT-07044 号

1 標記機器については、ディーリンクジャパン株式会社より、平成 19 年 9 月 12 日、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙 91 号証)が提出された。

2 同申請書は、電波法施行規則第 46 条第 1 項第 5 号に規定する

(1) 型式名

(2) 接続図

(3) 外観(図面及び写真)

(4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲)

イ 伝導妨害波の電流及び電圧

ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、平成 19 年 9 月 13 日付けで、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において同申請を受理した。

3 関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において、電波法施行規則第46条の2第1項第5号に掲げる条件である

- (1) 搬送波の周波数が2MHzから30MHzまでの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が2MHzから30MHzまでの間にあるものであること。
- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウまでの各表に定める値以下であること。

ア 通信状態における伝導妨害波の電流

周波数帯	許容値 (1マイクロアンペアを0デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz以上500kHz未満	36デシベルから26デシベルまで ※	26デシベルから16デシベルまで ※
500kHz以上2MHz以下	26デシベル	16デシベル
2MHzを超え15MHz未満	30デシベル	20デシベル
15MHz以上30MHz以下	20デシベル	10デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周波数帯	許容値 (1マイクロボルトを0デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz以上500kHz未満	66デシベルから56デシベルまで ※	56デシベルから46デシベルまで ※
500kHz以上5MHz以下	56デシベル	46デシベル
5MHzを超え30MHz以下	60デシベル	50デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

ウ 放射妨害波の電界強度

周波数帯	許容値 (毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)
30MHz以上230MHz以下	30デシベル
230MHzを超え1,000MHz以下	37デシベル

- (3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については総務大臣が別に告示したものによること。
- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。
- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である

旨が表示されていること。
に適合しているか否かを審査したところ、別添7のとおりいずれも適合していると認めた。

4 そこで、電波法施行規則第46条の2第1項の「総務大臣は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第2項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との規定に基づき、平成19年11月13日付け関通波環第445号により申請者に対して通知するとともに、平成19年12月18日、平成19年総務省告示第682号により告示を行った。

5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。

第8 異議申立書別紙「広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分」8番の処分について

製造業者等の名称 株式会社ゼクセロン
型式名 ZAX-100C
指定番号 第AT-07045号

1 標記機器については、株式会社ゼクセロンより、平成19年10月18日、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙92号証)が提出された。

2 同申請書は、電波法施行規則第46条第1項第5号に規定する

- (1) 型式名
- (2) 接続図
- (3) 外観(図面及び写真)
- (4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲)

イ 伝導妨害波の電流及び電圧

ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、同日付けで、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において同申請を受理した。

3 関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において、電波法施行規則第46条の2第1項第5号に掲げる条件である

- (1) 搬送波の周波数が2MHzから30MHzまでの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が2MHzから30MHzまでの間にあるものであること。
- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウまでの各表に定める値以下であること。

ア 通信状態における伝導妨害波の電流

周波数帯	許容値 (1マイクロアンペアを0デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz以上500kHz未満	36デシベルから26デシベルまで ※	26デシベルから16デシベルまで ※
500kHz以上2MHz以下	26デシベル	16デシベル
2MHzを超え15MHz未満	30デシベル	20デシベル
15MHz以上30MHz以下	20デシベル	10デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周波数帯	許容値 (1マイクロボルトを0デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz以上500kHz未満	66デシベルから56デシベルまで ※	56デシベルから46デシベルまで ※
500kHz以上5MHz以下	56デシベル	46デシベル
5MHzを超え30MHz以下	60デシベル	50デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

ウ 放射妨害波の電界強度

周波数帯	許容値 (毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)
30MHz以上230MHz以下	30デシベル
230MHzを超え1,000MHz以下	37デシベル

- (3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については総務大臣が別に告示したものによること。
- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。
- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

に適合しているか否かを審査したところ、別添 8 のとおりいずれも適合していると認めた。

- 4 そこで、電波法施行規則第 46 条の 2 第 1 項の「総務大臣は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第 2 項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との規定に基づき、平成 19 年 12 月 3 日付け関通波環第 467 号により申請者に対して通知するとともに、平成 20 年 1 月 16 日、平成 20 年総務省告示第 13 号により告示を行った。

- 5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。

第 9 異議申立書別紙「広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分」9 番の処分について

製造業者等の名称 Pop Link 株式会社
型式名 PL7660
指定番号 第 AT-07046 号

- 1 標記機器については、Pop Link 株式会社より、平成 19 年 11 月 22 日、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙 93 号証)が提出された。

- 2 同申請書は、電波法施行規則第 46 条第 1 項第 5 号に規定する

- (1) 型式名
- (2) 接続図
- (3) 外観(図面及び写真)
- (4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲)

イ 伝導妨害波の電流及び電圧

ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、平成 19 年 11 月 29 日付けで、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において同申請を受理した。

- 3 関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において、電波法施行規則第 46 条の

2 第 1 項第 5 号に掲げる条件である

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。
- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウまでの各表に定める値以下であること。

ア 通信状態における伝導妨害波の電流

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロアンペアを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	36デシベルから26デシベルまで ※	26デシベルから16デシベルまで ※
500kHz以上2MHz以下	26デシベル	16デシベル
2MHzを超え15MHz未満	30デシベル	20デシベル
15MHz以上30MHz以下	20デシベル	10デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロボルトを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	66デシベルから56デシベルまで ※	56デシベルから46デシベルまで ※
500kHz以上5MHz以下	56デシベル	46デシベル
5MHzを超え30MHz以下	60デシベル	50デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

ウ 放射妨害波の電界強度

周 波 数 帯	許 容 値 (毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)
30MHz以上230MHz以下	30デシベル
230MHzを超え1,000MHz以下	37デシベル

- (3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については総務大臣が別に告示したものによること。
- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。
- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

に適合しているか否かを審査したところ、別添9のとおりいずれも適合している

と認めた。

- 4 そこで、電波法施行規則第46条の2第1項の「総務大臣は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第2項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との規定に基づき、平成19年12月5日付け関通波環第469号により申請者に対して通知するとともに、平成20年1月16日、平成20年総務省告示第13号により告示を行った。

- 5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。

II 平成19年3月23日付け付議第1号事件、平成19年5月16日付け付議第2号事件、平成19年7月11日付け付議第3号事件、平成19年9月12日付け付議第4号事件、平成19年11月14日付け付議第22号事件、平成19年12月12日付け付議第23号事件及び平成20年3月12日付け付議第3号事件について

第1 本件PLC機器を実環境において使用したときの漏えい電磁波について

1 漏えい電磁波の測定結果について

総務大臣らは、異議申立ての対象となっているPLC機器について、実環境で使用したときの漏えい電磁波を測定した。

測定は、その条件を同一とするため、統一的な測定要領(乙94号証)を定め、これに則って実施した。

その測定結果の一例を示す(乙95号証)。本測定は、平成19年9月12日付け付議第4号事件の異議申立書第2異議申立てに係る処分⑥に係る機器(NECアクセステクノロジ株式会社製PA-CA2100P、型式指定番号第CT-07002号)についてのものである。

乙95号証には、乙94号証記載の要領にしたがって測定した内容のうち、主要なものはすべて記載している。1ページに測定日時等の測定条件、2ページに測定場所及びその周囲の状況(航空写真)、3ページにPLC機器を設置した家屋の見取り図とPLC設置場所及び測定場所を示している。32ページ以下が実際に測定したデータであり、測定したままの値(測定値)にアンテナファクタで所要の補正を行ったものを電界強度として示している。4ページから31ページまでは、これらのデータをグラフ化したものであり、測定方向、通信系統ごとに、アンテナのX軸、Y軸及びZ軸の電界強度及びそれらの合成電界強度を示している。桃色で記載しているのが周囲雑音の電界強度、紺色で記載しているのがPLC機器動作時の電界強度であ

る。

これらのグラフから明らかなとおり、紺色の線が桃色の線よりも上側に表示されている部分はわずかであって波形はスパイク状であり、家屋の一部の方向において、特定の通信系統を使用したときに、ごく狭い周波数帯においてそのような部分が存在するに過ぎない。すなわち、万一このことにより無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えたとしても、配線・使用系統や周波数の調整等により、十分に対処することが可能なレベルであると評価できる。

同様の測定をもう一例示す(乙 96 号証)。本測定は、平成 19 年 3 月 23 日付け付議第 1 号事件の異議申立書第 2 異議申立てに係る処分④に係る機器(松下電工株式会社製 LN3710、型式指定番号第 ET-06003 号)についてのものである。乙 95 号証同様、1 ページに測定日時等の測定条件、2 ページに測定場所及びその周囲の状況(航空写真)、3 ページに PLC 機器を設置した家屋の見取り図、4 ページに測定場所を示している。25 ページ以下が実際に測定したデータである。5 ページから 24 ページまでは、これらのデータをグラフ化したものである。桃色で記載しているのが周囲雑音の電界強度、紺色で記載しているのが PLC 機器動作時の電界強度であるのも乙 95 号証と同様である。

乙 96 号証では、乙 95 号証と違い、北 5m の位置における通信系統 3 の測定(7 ページ)の 11MHz 付近及び 13MHz 付近等、紺色の線が桃色の線の上側にきている周波数帯域がいくつか存在する。しかし、家屋の一部の方向において、特定の通信系統を使用したときに、特定の周波数帯域においてそのような部分が存在するに過ぎない。したがって、このことにより万一無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えたとしても、配線・使用系統や周波数の調整等によって、十分に対処することが可能なレベルであると考えられる。

これらの測定結果からも明らかなとおり、本件設備からの漏えい電波により、隣家のアマチュア無線利用や短波放送の受信に対して継続的かつ重大な障害が生じる確率は、ゼロとは言えないものの非常に低いと評価することができ、万一継続的かつ重大な障害が生じている場合には、電波法第 101 条で準用する同法第 82 条第 1 項の規定により対処することが十分に可能なものということができる。

なお、以上の測定結果は、総務大臣らが行った測定のごく一部であり、追って、さらに測定結果を提出する予定である。また、申立人らの実験結果との相違点および上記測定結果の方が妥当であることについては、追って、詳述する。

2 本件技術基準の考え方等について

本件技術基準の考え方は、準備書面(1)18 ページ以降及び準備書面(3)6 ページ以降で既に述べているところであるが、さらに敷衍して述べる。

電波法の高周波利用設備に関する技術基準は、基本的には、無線通信への障害を予防する観点で設けられているものであるが、電波法では、そのみに頼ることなく、事後的措置も規定することで、全体として電波の能率的な利用の確保を図っている。

そもそも、電波、特に短波帯の電波は、その伝搬状況が安定しておらず、免許を受けた合法的な無線局からの電波であったとしても他の無線通信の妨害となり得る。

また、無線局以外の、例えば電気・電子機器が発する電波や、自然界に存在する電波は、その場所により、また時刻により大きく変動する。このような性格を持つ短波帯の電波の受信について、頻度の少ない最悪状態を積み重ねた条件の下でも保護が図られるように高周波利用設備の技術基準を定めると、他の大部分の条件においては過剰な規制となってしまう。また、その一方で、すべての無線利用について混信保護の基準が法定されているわけではなく、どこまでを妨害と認め保護するか、統一的な客観的な判断基準が定められていないものもある（アマチュア無線及び短波放送については、法定された保護基準は存在しない。）。

そこで、電波法令では、他の無線設備に対して障害を与える可能性が高いものについては、障害原因をあらかじめ低減させることで、いわば予防措置としての技術基準を定めるとともに、事前規制の有無にかかわらず、他の無線利用に継続的かつ重大な障害を与えた場合における対処に関する規定も併せて置くことによって、過剰な規制を置くことなく電波利用環境の維持を図ろうとしている。このことは、無線通信を妨害するおそれが完全には否定できない様々な設備について、自由な設置を容認している場合もあること（例えば、同法第100条第1項第2号では、通信設備以外の設備について、その設置は原則許容しており、総務省令で定める設備のみを許可に係らしめている。）や、同法に第101条で準用する第82条第1項が置かれ、設置に際し許可が不要な設備であっても、他の無線通信に継続的かつ重大な障害を与えた場合には事後措置を講じるという規定としていることから明らかである。

以上の趣旨に照らせば、技術基準のみにより無線通信の完全な保護を図る過剰な規制を行う必要はなく、むしろこの点のみを重視すると、全体として電波の効率的な利用を図ろうとする電波法の趣旨に反する事態すら生じかねないというべきである。そこで、技術基準を定めるに当たっては、電波障害の予防措置としての効果や型式を指定する等により利用を認めた場合の影響等を総合的に勘案するための裁量が認められているとすることができる。そうすると、定められた技術基準が上記裁量の範囲を逸脱している場合とは、技術基準を定めるに当たって検討した重要な事実を誤認があるか、又は、評価が明白に合理性を欠くことにより、技術基準自体が電波法の趣旨に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであると認められる場合に限られるというべきである。

高周波利用設備の一種である本件の広帯域電力線搬送通信設備についても以上述べたことがそのまま当てはまる。この許容値としては様々な物理量及びそのレベルが考えられるが、本件の技術基準は、無線通信との共存を図るための条件としてまとめられたものであり、①他の無線設備における障害の発生をできるだけ低減するとともに、②無線妨害に関する国際規格(CISPR規格等)との整合性がとれ、③実効的な電波監理をすることができるものとなっている。

ところで、広帯域電力線搬送通信設備の技術基準は、規定の測定法により測定した場合の許容値を定めたものであり、現実の家屋から漏えいする電波そのものについて規制値を定めているものではない。許容値策定の過程では、一定の周囲雑音レベルを想定したところ、現実には、乙4号証97ページの図1からも明らかなように、周囲雑音レベルは、環境に応じて、また時刻によっても大きく変化する。したがって、場合によっては、周囲雑音レベルを超える漏えい電波が発生する事例も想定し得る。

しかし、そのような事例であっても、無線通信側の設備の配置や性能、使用する

周波数や目標とする電波の強度等により、無線通信の妨害とならない場合もあり、実際の障害発生頻度は少ないことが予想される。そこで、他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えた場合には、電波法第 101 条で準用する同法第 82 条第 1 項の規定により、広帯域電力線搬送通信設備の利用者に対して必要な措置を命ずることによって十分に対応することができ、実効上の問題はないということができる。

したがって、規制の総体として考えた場合、本件基準は、他の無線設備との共存に対して、有効であると考え（なお、総務大臣は、いわゆる自然雑音に人工雑音を加えた、現に無線設備等を利用する場に存在する雑音を「周囲雑音」としており、人の生活に伴い発生する様々な人工雑音を排除した自然雑音のみを「周囲雑音」とは評価していない。これは、現に PLC 機器が利用される場面は、人が実際に生活し、人工雑音に囲まれている環境であるからであり、また、自然雑音であろうと、人工雑音であろうと、他の無線利用に与える障害という観点からは、何ら違いはないからである。）。

そうすると、本件技術基準は、電波法の趣旨に基づいた合理的な基準であることを疑う余地はない。

しかるに、申立人らは、本件技術基準の性質を、PLC 機器から実際に発生する漏えい電波について、離隔距離において必ず周囲雑音以下としなければならないものと規定しているかの如く誤解しており、それを前提とした測定に終始している。そもそも、甲 76 号証 17 ページに掲載された航空写真に示されているような隣家との間隔が広い環境においては、周囲雑音は低く、そのような環境で PLC 機器を使用すれば、周囲雑音を超える観測結果が得られるのは当然である。しかし、そのような環境であれば、隣家に到達する PLC 機器からの漏えい電波もまた低いのであって、ある距離における観測結果が周囲雑音を超えたからといって、隣家の無線利用に継続的かつ重大な障害を与えているとはおよそ考えにくい。そうすると、甲 76 号証の測定結果は、むしろ、本件技術基準のみによって（電波法第 101 条で準用する同法第 82 条第 1 項の規定の適用の有無を検討するまでもなく）、全体として電波の効率的な利用を図ろうとする電波法の趣旨が実現されている例とすら評価することができるというべきである。

3 共同測定の提案について

申立人らは、総務大臣に対し、測定を共同で行うよう提案している。しかるに、総務大臣らが行った測定において、隣家のアマチュア無線又は短波放送受信に継続的かつ重大な障害を与える可能性が低いことが明らかである。また、上述のとおり、周囲雑音の低い地域の特定の家屋を用い、実際に電力線から漏えいする電波を測定し、その地点の現実の周囲雑音と比較しても、隣家の無線利用への継続的かつ重大な障害の有無を確認できるものではなく、本件技術基準はもとより、障害発生時の命令規定も含めた本件 PLC の制度を否定することはできない。したがって、共同測定の必要性は認められない。

第 2 甲 52 号証の内容について

本件技術基準は、簡単にいえば、PLC 機器を、屋内配線によるディファレンシャルモード電流からコモンモード電流への変換を模擬した測定用の器具(インピーダンス安定化回路網・準備書面(3)第2の7に記載した「平衡度が極めて悪い電力線を模擬した規定の測定負荷」のこと。なお、同項において、「不平衡度が極めて悪い」とあるのは、「平衡度が極めて悪い」の誤りである。)に接続することによって、PLC 信号(ディファレンシャルモード電流)から変換されたコモンモード電流の大きさを測定するものである。また、ここで模擬する屋内配線は極めて平衡度が悪く(LCL=16dB)、コモンモード電流が発生しやすい配線である。しかるに、甲52号証の著者らは、本件技術基準が「漏洩電界の原因が PLC モデムからコンセントに流入するコモンモード電流である」ことを前提としていると誤解している(2 ページ左段 16 行目)。議論の根幹となる部分を誤解している以上、甲52号証に記載されている事項の妥当性は担保されていないというべきである。また、全体として、コンセントにおけるコモンモード電流の実測値と平成18年総務省告示第520号に規定する測定法によって得られるコモンモード電流の測定値を混同している(例えば、3 ページ左段 28 行目。コモンモード電流は、測定場所によって大きく異なり、この2者を比較することは技術的に無意味である。そのため、上記告示では、測定場所も規定している。)など誤った理解に基づいている。

したがって、このような誤った前提に立っている本書証によって、「現行の技術基準には根本的な誤りがあり、技術基準に定められたコモンモード電流規制では漏洩電界を周囲雑音以下に抑制し得ない」ことを導くことはできない。

本書証の失当な点は多々あり、6 ページの「4 まとめ」に掲げられている結論的な箇条書き部分について例示すれば、以下のことが挙げられる。

- 「コモンモード電流が許容値を満たしていても漏洩電界は周囲雑音を 30dB 以上も上回る」とされている。しかし、その論拠となっている測定結果のうち、本件審理の対象となっている BL-PA100 について見てみると(3 ページ左段下から 16 行目以下)、「8MHz ではコモンモード電流は -8dB μ A であり、許容値を 28dB 下回っているにもかかわらず、漏洩電界は想定値を 5dB 上回っている」とあるが、4 ページ図 6 を見ると、このコモンモード電流値は、PLC 機器が信号伝送を行っていない時間帯で、PLC 信号から配線網の不平衡部分により変換されるコモンモード電流値が小さい瞬間の測定値と推測され、論拠としては不適切である。PLC 機器を含む測定系の設定や操作が誤っているのではないかとと思われる。
- 「コモンモード電流と漏洩電界の間には因果関係が認められない」とあるが、そもそも上記のとおり誤った測定結果による結論であることに加え、定在波であるコモンモード電流の値は測定点に依存することから、甲52号証の著者らが行った測定によるコモンモード電流値と漏えい電界との間に相関が認められなくても不思議ではない。
- 「コンセントの LCL が高くても許容値を 15dB 以上超えるコモンモード電流が流れることがある」とあるが、本文のいずれのデータから導いた結論なのか、不明である。

「LCL と漏洩電界の間には因果関係は認められない」とあるが、そもそも、情報通信審議会等においては、「コンセントによるコモンモード電流や漏洩電界の違いは(略)コンセントの LCL によって説明されるはず」(5 ページ左段

下から4行目以下)などとはしていない。コンセントに流入するコモンモード電流は、コンセントのLCLのみならず、コモンモード及びディファレンシャルモードの入力インピーダンスに依存する。したがって、甲52号証の著者らの「因果関係が認められない」旨は当然のことで、測定を実施するまでもない。「モデムから注入したコモンモード電流を20dB以上上回るコモンモード電流が屋内配線に流れることがある」とあるが、コモンモード電流は屋内配線の不平衡なところで発生すること、また、先に述べたとおり、定在波であるコモンモード電流について、モデム出力端のコモンモード電流より大きな電流が線路上に存在することは何ら不思議なことではない。

第3 異議申立書で妨害波強度等とされている数値について

申立人らは、異議申立書36ページ以下の記述について、その準備書面(1)第2の31及び準備書面(2)第2の1において所要の訂正を行っているところであるが、申立人らの主張は、その準備書面(1)及び準備書面(2)で示された修正及び補足を行ったとしても、出典資料のどの数値を基にどのように算出したのかが明らかではなく、到底信用に足らないことは依然として変わりはない。

第4 異議申立人らの準備書面(2)第1の5について

総務大臣は、既に、必要な限度において回答を行っているところであるが、申立人らが準備書面(2)において特に回答を求めた部分について、本件審理における必要性は不明であるものの、追加して回答する。

申立人ら準備書面(1)第4の5については、分解能は10kHzであり、ゼロスパン測定は行っていない。

第4の7について、「漏えい電波が一定以下に抑えられる」とは、「当該設備からの漏えい電波が離隔距離において周囲雑音レベル程度以下に抑えられる(ことが見込まれ、)」という趣旨である。

第4の10について、「実用上の問題がないことが確保されたものについて」とは、「他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与える可能性が低く、もし与えたとしても、電波監理の仕組みで対処することが可能であること」という趣旨である。

第4の11については、本件PLC実用化の要望があると判断した一要素である。

第4の12のうち、パブリックコメントの意見に関する点については、原案を覆すに足る十分な根拠が示されているものがなかったためである。個別の型式指定については、既に、各申立てに対する総務大臣の準備書面(2)として提示済みである。「また」以下の記載は、該当項(総務大臣準備書面(1)第3の4(5))に記載していない事項について求釈明するものであって、その趣旨が不明である。

第5 甲29号証について

申立人らは、異議申立書37ページ以下等において、甲29号証を論拠に、コモンモード電流で規制するのは不当である旨主張している。

また、異議申立書32ページでは、同様に甲29号証を論拠に、「分岐を通過することで、異相電流(ディファレンシャルモード電流)が同相電流(コモンモード電流)

に変化する」から同相電流による規制が不当である旨も主張し、さらに、異議申立書 38 ページでは、甲 29 号証の内容を解説した上で、「同相電流許容値を満たした PLC 装置を用いたとしても、PLC 装置が接続されている電力線配線内に妨害波を発生させる大きな同相電流を発生させる原因があるため同相電流では妨害波を規制したことになる」と主張している。

甲 29 号証は、2 節で屋内電力線における不平衡要因を列举し、特に片切スイッチについて着目し、3 節で配線構造による漏えい電界の変化を測定し 2 節の不平衡要因が妥当であることを確認し、4 節でコモンモードチョークコイルの効果があまりないことを論じ、結論として「平衡度の劣悪な家電機器の接続と、屋内電力線に含まれる片切スイッチ構造が顕著なコモンモード発生源であり、平衡度を悪化させ、漏洩電界を増す」、「コモンモードチョークの漏洩電界低減効果はあまり期待できない」、「漏洩電界を軽減するためには送信電力の低減こそが重要」としている。

しかし、上記 2 節の不平衡要因については、本技術基準の策定過程でも十分に検討されており(乙 4 号証 48 ページ以下等)、既知のことがらである。また、上記 3 節の測定結果についても何ら目新しいものではなく、上記 4 節の結論についても、コモンモードチョークの効果は、その挿入位置や、配線・接続機器の状態にも依存するのであるから、単にこの測定では顕著な効果が得られなかったに過ぎないものである。そして、「漏洩電界を軽減するためには送信電力の軽減こそが重要」といきなり結論づけている点については、この結論に至る論述が上記 2 節ないし 4 節でまったくなされておらず、論理に飛躍がある。この結論に到達するためには、例えば、様々なコモンモード電流の制限方法を提示した上で、それらではなぜ漏えい電界を軽減することができないのかについての論述が必要と思われるところ、そのような論述はまったくなされていない。

以上を踏まえれば、甲 29 号証の論拠とする申立人らの上記各主張は、いずれも失当というほかない。また、申立人らは、異議申立書 38 ページにおいては、「電力線配線内に妨害波を発生させる大きな同相電流を発生させる原因があるため同相電流では妨害波を規制したことになる」と旨主張しているところ、本件技術基準の策定過程では、申立人らの主張するような原因があるからこそ、家屋をマクロ的にとらえ、様々な家屋の多数のコンセントで平衡状態の指標である LCL 等を測定して最悪状態と思われる値を把握し(乙 4 号証 43 ページ以下)、その条件を模擬した測定系で測定を行わせることとしているものである。したがって、申立人らが主張していることは既に考慮された上で本件技術基準は策定されたのであるから、申立人らの主張はこの点においても失当である。

なお、LCL とは、縦電圧変換損、すなわち、配線の平衡の程度を表す指標で、具体的には、配線にコモンモード電圧を加えたとき、どれくらいのディファレンシャルモード電圧が生じるかを示す指標である。したがって、この指標が分かれば、逆に、ディファレンシャルモードの PLC 信号を配線に加えたとき、それがどのくらいコモンモードに変換されるかが分かることになる。平衡度が高いと LCL は大きくなり、低いと LCL が小さくなる。LCL が低いほど、コモンモード電流を誘起しやすい配線であるということができる。

LCL は、配線がどのように引き回されているか、どこにどのような機器が繋がっているか、当該機器は電源が投入されているかなど、無数の原因によって時々刻々、観測点ごとに変化する。また、周波数によっても変化する。このため、事象をマク

口的にとらえ、様々な家屋の多数のコンセントで長時間にわたり LCL を測定し、その結果から、配線の平衡状態を統計的に判断する必要がある。本件技術基準の策定過程においても、多くの実測結果から、その 99% が含まれる LCL 値 16dB を、PLC 機器の測定を行うための基準に採用した。

LCL については、第 7 で詳述する。

第 6 甲 76 号証について

甲 76 号証の内容については、総務大臣は、準備書面(4)で求釈明を行っており、漏えい電界及び周囲雑音の値そのものについては、当該求釈明の結果を見た上で、所要の認否反論を行うが、以下の点をあらかじめ主張しておく。

複数 PLC の累積効果及び信号対雑音比の議論は、申立人らの行った実験の結果とは何ら関係のない事項であり、実験結果の考察としては失当である。

それでもなお、以上 2 点を主張するのであれば、その論拠から論述経過を漏らすことなく論述されたい。なお、甲 76 号証 6-3 では、累積効果の考慮値の例として 9dB と記載しているが、仮に、これが高速電力線搬送通信に関する研究会における検討過程における数値(乙 5 号証 29 ページ)を論拠としているのであれば、これは、10km 四方の土地に、10m 四方の住宅が間隔なく密集しており、その中心にある 1 軒を除くすべての住宅において PLC を同時に使用した場合に、中心の 1 軒が受ける影響を算出したものであって、申立人らが実験したような環境にはそもそも当てはまらないことを付言する。

また、まとめて述べられている事項のうち、1)については、申立人らは、PLC からの漏えい電界を通信時、非通信時とも同等と評価しているが、PLC 機器は一般に、非通信時は通信時と比較して出力は桁違いに小さく、漏えい電界が同等であることはあり得ない。にもかかわらず、同等であると評価していることは、申立人らの測定が誤っていることを示唆している。

4)の「従って」の前後は、論理の飛躍である。例えば、漏えい電界は、LCL のみならず、インピーダンスにも依存する。論理の飛躍でないと主張するのであれば、3)から 4)が導かれる過程を明確に示されたい。

なお、技術基準で規定しているのは、告示の規定どおりの測定を行った際のコモンモード電流等であって、現実の家屋におけるコモンモード電流ではなく、これを混同した議論では、技術基準の妥当性を論じることができないことを付言しておく。

以上のことから、5)の内容は検討するまでもなく失当である。

第 7 本件技術基準の規制の内容

総務大臣は、平成 20 年 1 月 31 日付け準備書面(3)等において、コモンモード電流により規制することの妥当性等を説明したが、準備書面(3)9 ページにおいて、追って説明するとした、本件 PLC に関する規制方法について、以下のとおり主張する。

1 許容値の導出(乙 4 号証 83 ページ以下、乙 5 号証 54 ページ以下)

現実には PLC 機器が使用される環境は千差万別である。そこで、情報通信審議会では、わが国における代表的な家屋を想定しつつモデル化を行い、当該モデル環境において PLC 機器を使用したときに、当該家屋の配線網から放射される放射電

磁波を推定し、当該放射電磁波が離隔距離において周囲雑音レベル程度以下となるよう、PLC 機器の出力を制限することとした。

具体的には、以下のように検討された。

(1) 家屋内の配線網のモデル化

現実の家屋等の構造は千差万別であり、その電力線の配線も非常に複雑、電力線に接続されている負荷も様々である。しかるに、種々の検討の結果、

ア 単純化したモデルを使用した実測結果及び計算機シミュレーションの結果から、線路の平衡度を左右するような負荷が接続されていなければ、配線網内に存在する分岐やスイッチの影響はあまりない(乙 4 号証 48 ページ以下、乙 5 号証 19 ページ以下)。

イ 妨害波を発生する原因となる成分はコモンモード電流であるが、コモンモード電流の値は、線路の平衡度を示す指標である縦電圧変換損(LCL)、コモンモードインピーダンス及びディファレンシャルモードインピーダンスの値から推定できる(乙 4 号証 40 ページ以下、乙 5 号証 11 ページ以下)。

ウ 配電線における信号伝送の実測結果から、同一家屋等内の電力線を伝搬する PLC の信号波は、最も減衰が少ない同相同一回路に属するコンセントの間では 10dB~20dB 程度、分電盤で分岐される別回路間では、20dB~80dB 程度の減衰が生じる(乙 4 号証 70 ページ、乙 5 号証 41 ページ)。

ことが分かった。

これらの結果を踏まえ、2 階建て家屋を想定し、その各階に 20m の地面と平行に敷設された電力線 1 本(2 階建てであるので、計 2 本)、各階の電力線を結ぶ 5.6m の地面と垂直に敷設された電力線 1 本の計 3 本を置き、各電力線のそれぞれの中心に PLC 機器が 1 台ずつ設置された屋内配線モデルが考案された(乙 4 号証 83 ページ、乙 5 号証 54 ページ)。

(2) 屋内配線モデルを流れるコモンモード電流による発生電磁波

(1) で考えられたモデル上の PLC 機器から発生する電磁波は、時刻と場所に依存する変動値であるが、妨害波の影響を検討するという課題の性質から、家屋内で発生する電磁波が最大になるときを考えることとした。そのため、(1) で想定した各 PLC 機器は、互いに依存することなく独立して動作するものとし、その影響を電力加算することとした。また、現実には電力線に生じるコモンモード電流は定在波であり、その振幅は測定箇所によって大小が生じるが、これも、その影響の最大となる場合を考え、電力線全体に、定在波の最大値に相当する電流が流れているものと仮定して、影響を計算した(乙 4 号証 54 ページ以下、乙 5 号証 25 ページ以下。モデルから 10m の距離での計算結果は乙 4 号証 84 ページ、乙 5 号証 55 ページ。)。

(3) PLC 機器に適用すべき許容値の計算

(2) で計算したものは、電力線のそれぞれに振幅 1mA(すなわち 60dB μ A) のコモンモード電流が流れると仮定したときの発生電磁波の強度である。コモンモード電流値と、電力線から発生する電磁波の強度は、比例関係にある。したがって、(2) の結果から、逆に、発生電磁波の強度を規定すれば、当該電磁波を

発生させるコモンモード電流値が求められることになる。

そこで、この発生電磁波が、離隔距離において、目安となる周囲雑音レベル程度以下となるコモンモード電流を、逆算して求めた。計算する上で、採用した考え方の代表的なものは、以下のとおりである。

ア PLC 機器の妨害波の許容レベル

2MHz～30MHz を使用する無線局等について、各無線局等の受信感度から受信点における信号波の強度を推定し、周囲雑音レベルと比較したところ、周囲雑音の強度は、無線局等の感度レベルと同程度かそれよりも高く、多くの無線局等において周囲雑音によって受信性能が制限されていることが分かった(乙4号証35ページ以下、乙5号証6ページ以下)。また、現実の周囲雑音のレベルは、時刻によっても変動する。これらのことから、PLC 機器から発生する電磁波についても、各無線局の受信感度に相当する値ではなく、周囲雑音レベル程度以下に抑制すれば、無線局等と共存可能と考えられる。

周囲雑音レベルを検討するに当たっては、わが国においてPLC 機器を使用する代表的な環境を三つ考え、商業環境、住宅環境及び田園環境とした。商業環境はいわゆるビジネス街を、住宅環境は住宅地を、田園環境は農業地域を想定している。

このうち、人口が多い住宅環境については、国際電気通信連合 ITU の勧告である ITU-RP. 372-8 における住宅環境の値は、2000 m² に1軒の住宅がある環境を想定しており、また、現在のように電磁波を発生させる家電品が多くない1970年代に米国で測定された値を基に規定されたものであることから、わが国の住宅環境からは乖離していると思われる。そこで、わが国における典型的な住宅地における周囲雑音値を3箇所(及び、それと比較検討するための測定を2箇所)において測定し、その中で住宅環境としては極めて周囲雑音が低いと考えられる測定値をもって目安とする周囲雑音レベルとすることとした(乙4号証20ページ。周囲雑音の測定結果は乙4号証107ページ以下。)。

イ 離隔距離

本件技術基準は、あくまで隣家に影響を及ぼさないようなものである。したがって、PLC 機器直近の漏えい電磁波が問題なのではなく、PLC 機器が設置された住宅等の隣の住宅等に設置された無線局等の位置における、漏えい電磁波の値が問題となるのである。すなわち、PLC 機器設置点から隣家に設置された無線局等の位置までの距離(離隔距離)を見込み、その距離だけ電波が伝搬することによる減衰を見込むことができる。

この値として、田園環境については、国際規格 CISPR で標準的な離隔距離として採用されている30m、商業環境では同じく10mとした。住宅環境については、30m ではわが国の住宅環境には適合しないと考えられることから、商業環境と同様に10mとした。この10mという値は、本件技術基準検討当時に客観資料として入手することができた平成10年住宅・土地統計調査(該当統計表の抜粋が乙97号証)に基づき、わが国で最も住宅事情が厳しいと考え

られる「東京都心より 10km 以内」の 1 戸当たりの面積が 106 m²であることからも適当と考えられる値である(乙 4 号証 85 ページ、乙 5 号証 56 ページ)。

ウ 家屋等による減衰

離隔距離による減衰は、PLC 機器を設置した箇所と、その影響を受ける無線局等が設置された箇所との間に障害物がなく、電磁波が自由伝搬したときの減衰であるが、本件技術基準の想定では、PLC 機器は屋内に設置されることから、少なくとも、PLC 機器を設置した住宅等において、その建材による減衰を見込むことができる。

そのため、住宅等の構造物による電磁波の減衰量をモデルにより計算した(乙 4 号証 67 ページ以下、乙 5 号証 38 ページ以下。採用値は乙 4 号証 85 ページ、乙 5 号証 56 ページ。)。

なお、実際の家屋においては、これに室内に設置された什器などによる減衰が存在するため、減衰量はさらに大きくなることを付言する。

以上で導出した各数値から、田園環境及び商業環境においては、コモンモード電流として、準尖頭値で 30dB μ A、平均値で 20dB μ A に制限すれば、離隔距離において、わが国における一般的な周囲雑音レベル程度以下になると考えられた(乙 4 号証 86 ページ、乙 5 号証 57 ページ)。この値に、住宅環境における実測結果により修正を行い、15MHz 以上の周波数帯においてさらに 10dB 厳しく(準尖頭値で 20dB μ A、平均値で 10dB μ A)制限することとした(乙 4 号証 20 ページ)。

2 許容値を測定する測定法

許容値を測定する測定法の基本的な考え方は、準備書面(1)18 ページ記載のとおりである。

ここで示しているとおり、本件技術基準で行うこととされている測定は、大きく分けて 2 種類(30MHz 以下の周波数に対する伝導妨害波測定及び 30MHz 以上の周波数に対する放射妨害波測定)である。伝導妨害波測定は、さらに二つ(PLC 通信時の測定及び PLC 非通信時の測定)に分けられる。なお、放射妨害波測定については、PLC 通信時の方が PLC 非通信時よりも放射妨害波は強いので、PLC 通信時のみ測定すればよいこととしている。

これらの測定のうち、放射妨害波の測定及び PLC 非通信時における伝導妨害波の測定については、既存の国際規格であり、国際的に妥当なものと認められている CISPR22 に規定されている測定法と同じ方法で測定を行うこととしている。

PLC 通信時における伝導妨害波の測定については、PLC が電源線に信号電流をも流すという通信機器としては特殊な形態の機材であるため、既存の CISPR22 規格をそのまま適用することができない(既存の CISPR22 規格では、電源端子と通信端子が別に存在する、例えば電話線に接続するモデムのようなもののみ規定されており、PLC については現在、CISPR において精力的に検討が進められているところである。)。

総務大臣が規定した測定法は、CISPR おいて精力的に検討を進めている規格策

定担当者も交え、CISPR における規格検討の経過も踏まえて、それと整合するように定められたものである(そのため、現在、CISPR における規格検討の場にも、国際規格案の一つとして提案されている。)。具体的には、既存の CISPR22 の電源端子に対する伝導妨害波の測定法では、通信信号を通過させることができないことから不採用とし、信号端子の伝導妨害波測定法を基礎として、その測定に使用する測定器具ともいべき回路網(インピーダンス安定化回路網)をわが国の電力配線網に適合するよう構成することによって、妥当な測定ができるように決められたものである(乙 4 号証 87 ページ以下、乙 5 号証 58 ページ以下)。

インピーダンス安定化回路網の特性を決める物理量としては、コモンモードインピーダンス、ディファレンシャルモードインピーダンス及び LCL の三つが挙げられる。

(1) コモンモードインピーダンス

わが国の家屋の配線網について多数の測定を行った結果、 240Ω を中央値として $10\Omega \sim 1000\Omega$ に広く分布している(乙 4 号証 44 ページ、乙 5 号証 15 ページ)。しかし、CISPR22 における他の伝導妨害波測定法と整合をとるため、また、受信障害を極力低減する見地から低いコモンモードインピーダンスを採用することとして、 25Ω とした。

(2) ディファレンシャルモードインピーダンス

わが国の家屋の配線網について多数の測定を行った結果、 83Ω を中央値として $10\Omega \sim 1000\Omega$ に分布している(乙 4 号証 44 ページ、乙 5 号証 15 ページ)。ディファレンシャルモードインピーダンスは、PLC 機器から配線網に送出される信号波のレベルを決定する極めて重要な物理量であり、これにより PLC 機器の信号伝送性能が変化し、ひいてはコモンモード電流にも影響を及ぼす。したがって、実測結果の中央値に近く、かつ、CISPR22 の電源線伝導妨害波測定法と一致する 100Ω とした。

(3) LCL

LCL は線路の平衡度を表す物理量であり、線路から放射される妨害波のレベルに直接的に影響する極めて重要な値である。測定の結果によれば、PLC 機器のコモンモード電流は、LCL に反比例して変化する(乙 4 号証 47 ページ、乙 5 号証 18 ページ)。その一方で、わが国の家屋の配線網について多数の測定を行った結果、LCL の値は、 36dB を中央値として $10\text{dB} \sim 70\text{dB}$ まで広く分布していることが分かった(乙 4 号証 43 ページ、乙 5 号証 14 ページ)。

PLC 機器の許容値を測定する際に使用するインピーダンス安定化回路網の LCL は、当然、実際の屋内配線の特性を模擬するものでなければならない。このため、平衡度が悪く、妨害波が出やすい家屋等からの妨害波によって生じる無線局等の受信障害を極力低減する見地から、99%の家屋等の LCL が含まれるように設定することとした。当該値は実測結果によって決定することとし、 16dB が得られた(乙 4 号証 43 ページ、乙 5 号証 14 ページ)。

以上の物理量を持つインピーダンス安定化回路網を使用し、わが国の電力線等

の特性に配慮しつつ CISPR22 に規定されている測定方法に準拠した測定を行うことによって、わが国の電力配線網の実態も考慮した実情に即した測定が可能となった。また、測定に当たって使用すべき測定器も、CISPR22 の規格下において、一般的に用いられるものと同等とした。

(別添1) (型式名：LVC-BD10)

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

2.14MHz から 27.903MHz までであり、規定の範囲内である。

- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の (一) から (三) までの各表 (別表略) に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	157kHz において準尖頭値	7.0dB μ A (28.6dB)
	490kHz において平均値	-7.8dB μ A (24.0dB)
500kHz 以上 2MHz 以下	689kHz において準尖頭値	-1.0dB μ A (27.0dB)
	689kHz において平均値	-7.2dB μ A (23.2dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	13.567MHz において準尖頭値	21.1dB μ A (8.9dB)
	13.567MHz において平均値	15.8dB μ A (4.2dB)
15MHz 以上 30MHz 以下	20.657MHz において準尖頭値	15.0dB μ A (5.0dB)
	20.657MHz において平均値	5.7dB μ A (4.4dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	168kHz において準尖頭値	40.4dB μ V (24.7dB)
	459kHz において平均値	12.6dB μ V (22.7dB)
500kHz 以上 5MHz 以下	3.395MHz において準尖頭値	29.0dB μ V (27.0dB)
	3.393MHz において平均値	22.9dB μ V (23.2dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	12.195MHz において準尖頭値	21.6dB μ V (38.4dB)
	12.195MHz において平均値	17.1dB μ V (32.9dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

30MHz 以上 230MHz 以下	145.226MHz において垂直偏波	27.7dB μ V/m (2.3dB)
230MHz を超え 1000MHz 以下	374.917MHz において水平偏波	28.0dB μ V/m (9.0dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

- (3) (2) で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

測定条件として、「総務省告示第五百二十号に準拠」している旨が明記されている。

- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

筐体に収められており、取扱説明書にも安全確保のための文言が明記されている。

- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。

(別添2) (型式名：CPE-BD10)

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

2.14MHz から 27.903MHz までであり、規定の範囲内である。

- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の (一) から (三) までの各表 (別表略) に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	156kHz において準尖頭値	8.6dB μ A (27.1dB)
	478kHz において平均値	-8.0dB μ A (24.4dB)
500kHz 以上 2MHz 以下	1.94MHz において準尖頭値	-1.3dB μ A (27.3dB)
	1.94MHz において平均値	-7.7dB μ A (23.7dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	11.753MHz において準尖頭値	25.4dB μ A (4.6dB)
	12.516MHz において平均値	19.6dB μ A (0.4dB)
15MHz 以上 30MHz 以下	24.467MHz において準尖頭値	15.0dB μ A (5.0dB)
	24.467MHz において平均値	8.7dB μ A (1.3dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	150kHz において準尖頭値	44.9dB μ V (21.1dB)
	150kHz において平均値	32.0dB μ V (24.0dB)
500kHz 以上 5MHz 以下	3.574MHz において準尖頭値	26.4dB μ V (29.6dB)
	1.994MHz において平均値	22.8dB μ V (23.2dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	29.232MHz において準尖頭値	28.6dB μ V (31.4dB)
	29.232MHz において平均値	24.3dB μ V (25.7dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

30MHz 以上 230MHz 以下	143.257MHz において垂直偏波	24.8dB μ V/m (5.2dB)
230MHz を超え 1000MHz 以下	320.053MHz において水平偏波	35.5dB μ V/m (1.5dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

- (3) (2) で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

測定条件として、「総務省告示第五百二十号に準拠」している旨が明記されている。

- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

筐体に収められており、取扱説明書にも安全確保のための文言が明記されている。

- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。

(別添 3) (型式名 : R0K508000D000BR)

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

2.563MHz、5.123MHz、6.403MHz、7.683MHz 及び 8.963MHz であり、規定の範囲内である。

- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の (一) から (三) までの各表 (別表略) に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	218kHz において準尖頭値	1.2dB μ A (31.7dB)
	218kHz において平均値	-2.2dB μ A (25.1dB)
500kHz 以上 2MHz 以下	519kHz において準尖頭値	-11.4dB μ A (37.4dB)
	519kHz において平均値	-16.5dB μ A (32.5dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	8.953MHz において準尖頭値	22.6dB μ A (7.4dB)
	8.953MHz において平均値	17.6dB μ A (2.4dB)
15MHz 以上 30MHz 以下	29.289MHz において準尖頭値	-8.7dB μ A (28.7dB)
	29.289MHz において平均値	-14.0dB μ A (24.0dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	326kHz において準尖頭値	30.6dB μ V (28.9dB)
	326kHz において平均値	30.7dB μ V (18.9dB)
500kHz 以上 5MHz 以下	654kHz において準尖頭値	26.8dB μ V (29.2dB)
	654kHz において平均値	25.2dB μ V (20.8dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	6.002MHz において準尖頭値	22.6dB μ V (37.4dB)
	6.002MHz において平均値	22.8dB μ V (27.2dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

30MHz 以上 230MHz 以下	163.840MHz において水平偏波	24.1dB μ V/m (5.9dB)
230MHz を超え 1000MHz 以下	491.511MHz において水平偏波	35.7dB μ V/m (1.3dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

- (3) (2) で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

測定条件として、「総務省告示第五百二十号のとおり」である旨が明記されている。

- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

本設備は、開発用又は他の機器の内部に組み込んで使用するために製造され、評価用の基板として他の製造業者等へのみ供給するものであり、取扱説明書にも当該製造業者等に対する注意喚起がなされている。

- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。

(別添4) (型式名: PLC-H01)

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

2.05848MHz から 27.97900MHz までであり、規定の範囲内である。

- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の (一) から (三) までの各表 (別表略) に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	432kHz において準尖頭値	10.6dB μ A (16.6dB)
	432kHz において平均値	-2.9dB μ A (20.1dB)
500kHz 以上 2MHz 以下	863kHz において準尖頭値	11.6dB μ A (14.4dB)
	863kHz において平均値	-1.9dB μ A (17.9dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	14.919MHz において準尖頭値	24.1dB μ A (5.9dB)
	13.667MHz において平均値	14.1dB μ A (5.9dB)
15MHz 以上 30MHz 以下	26.565MHz において準尖頭値	16.7dB μ A (3.3dB)
	26.565MHz において平均値	7.9dB μ A (2.1dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	421kHz において準尖頭値	37.2dB μ V (20.2dB)
	421kHz において平均値	29.7dB μ V (17.7dB)
500kHz 以上 5MHz 以下	847kHz において準尖頭値	38.6dB μ V (17.4dB)
	569kHz において平均値	27.1dB μ V (18.9dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	8.506MHz において準尖頭値	31.1dB μ V (28.9dB)
	27.340MHz において平均値	20.2dB μ V (29.8dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

30MHz 以上 230MHz 以下	60.210MHz において垂直偏波	29.6dB μ V/m (0.4dB)
230MHz を超え 1000MHz 以下	500.000MHz において水平偏波	35.0dB μ V/m (2.0dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

- (3) (2) で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

試験又は校正を行う能力に関する一般要求事項を規定した国際規格である ISO/IEC 17025 に適合していることを米国 NVLAP 等により認定された測定機関である株式会社ザクタテクノロジーコーポレーションで測定を行った試験報告書が型式指定申請書に添付されており、当該報告書に「総務省告示第五百二十号の測定方法により」測定を行っている旨が明記されている。

- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

筐体に収められている。

- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。

(別添5) (型式名: HP-7050)

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

2.43MHz から 29.42MHz までであり、規定の範囲内である。

- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(三)までの各表(別表略)に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	195.39kHz において準尖頭値	15.26dB μ A (18.54dB)
	195.39kHz において平均値	8.79dB μ A (15.01dB)
500kHz 以上 2MHz 以下	1.636MHz において準尖頭値	8.05dB μ A (17.95dB)
	1.636MHz において平均値	3.64dB μ A (12.36dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	4.874MHz において準尖頭値	11.66dB μ A (18.34dB)
	4.874MHz において平均値	5.64dB μ A (14.36dB)
15MHz 以上 30MHz 以下	18.358MHz において準尖頭値	10.90dB μ A (9.10dB)
	19.734MHz において平均値	5.15dB μ A (4.85dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	198.63kHz において準尖頭値	53.13dB μ V (10.54dB)
	198.63kHz において平均値	49.53dB μ V (4.14dB)
500kHz 以上 5MHz 以下	1.388MHz において準尖頭値	20.94dB μ V (35.06dB)
	1.388MHz において平均値	16.37dB μ V (29.63dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	25.759MHz において準尖頭値	21.89dB μ V (38.11dB)
	25.759MHz において平均値	20.84dB μ V (29.16dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

30MHz 以上 230MHz 以下	205.600MHz において垂直偏波	24.94dB μ V/m (5.06dB)
230MHz を超え 1000MHz 以下	900.000MHz において水平偏波	33.64dB μ V/m (3.36dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

- (3) (2)で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

測定条件として、「総務省告示第520号に準」じている旨が明記されている。

- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

筐体に収められており、取扱説明書にも安全確保のための文言が明記されている。

- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。

(別添6) (型式名: BL-PA200)

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

3.9639MHz から 27.9238MHz までであり、規定の範囲内である。

- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の (一) から (三) までの各表 (別表略) に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	325.3kHz において準尖頭値	8.2dB μ A (21.4dB)
	325.3kHz において平均値	7.2dB μ A (12.4dB)
500kHz 以上 2MHz 以下	1.5212MHz において準尖頭値	6.1dB μ A (19.9dB)
	977.0kHz において平均値	-0.6dB μ A (16.6dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	8.9117MHz において準尖頭値	24.0dB μ A (6.0dB)
	8.3014MHz において平均値	14.1dB μ A (5.9dB)
15MHz 以上 30MHz 以下	27.7103MHz において準尖頭値	17.0dB μ A (3.0dB)
	27.7103MHz において平均値	7.0dB μ A (3.0dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	329.4kHz において準尖頭値	42.2dB μ V (17.3dB)
	330.0kHz において平均値	37.0dB μ V (12.5dB)
500kHz 以上 5MHz 以下	3.4147MHz において準尖頭値	35.4dB μ V (20.6dB)
	990.8kHz において平均値	32.3dB μ V (13.7dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	7.9211MHz において準尖頭値	24.2dB μ V (35.8dB)
	7.9211MHz において平均値	19.1dB μ V (30.9dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

30MHz 以上 230MHz 以下	151.568MHz において垂直偏波	25.0dB μ V/m (5.0dB)
230MHz を超え 1000MHz 以下	531.700MHz において水平偏波	30.5dB μ V/m (6.5dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

- (3) (2) で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

試験又は校正を行う能力に関する一般要求事項を規定した国際規格である ISO/IEC 17025 に適合していることを米国 NVLAP 等により認定された測定機関であるパナソニック C C テストラボ株式会社 EMC 技術センターで測定を行った試験成績書が型式指定申請書に添付されており、当該成績書に「電波法施行規則第四十六条の二 五 広帯域電力線搬送通信設備 総務省告示第五百二十号の測定方法により測定」した旨が明記されている。

- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

筐体に収められており、取扱説明書にも安全確保のための文言が明記されている。

- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。

(別添7) (型式名：DHP-300)

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

2.2MHz から 29.42MHz までであり、規定の範囲内である。

- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の (一) から (三) までの各表 (別表略) に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	197.96kHz において準尖頭値	10.10dB μ A (23.60dB)
	197.96kHz において平均値	7.06dB μ A (16.64dB)
500kHz 以上 2MHz 以下	591.64kHz において準尖頭値	9.97dB μ A (16.03dB)
	591.64kHz において平均値	3.71dB μ A (12.29dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	9.533MHz において準尖頭値	26.73dB μ A (3.27dB)
	9.533MHz において平均値	16.61dB μ A (3.39dB)
15MHz 以上 30MHz 以下	27.694MHz において準尖頭値	13.33dB μ A (6.67dB)
	27.694MHz において平均値	6.08dB μ A (3.92dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	466.14kHz において準尖頭値	46.94dB μ V (9.65dB)
	466.14kHz において平均値	41.43dB μ V (5.16dB)
500kHz 以上 5MHz 以下	537.82kHz において準尖頭値	45.93dB μ V (10.07dB)
	537.82kHz において平均値	39.26dB μ V (6.74dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	12.649MHz において準尖頭値	32.43dB μ V (27.57dB)
	12.188MHz において平均値	22.19dB μ V (27.81dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

30MHz 以上 230MHz 以下	160.220MHz において垂直偏波	26.99dB μ V/m (3.01dB)
230MHz を超え 1000MHz 以下	960.000MHz において垂直偏波	35.58dB μ V/m (1.42dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

- (3) (2) で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

測定条件として、「総務省告示第 5 2 0 号に準」じている旨が明記されている。

- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

筐体に収められている。

- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。

(別添8)(型式名:ZAX-100C)

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

2.19MHz から 28.0MHz までであり、規定の範囲内である。

- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(三)までの各表(別表略)に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	333.47kHz において準尖頭値	19.5dB μ A (9.9dB)
	333.47kHz において平均値	13.3dB μ A (6.1dB)
500kHz 以上 2MHz 以下	530.26kHz において準尖頭値	14.3dB μ A (11.7dB)
	600.50kHz において平均値	6.3dB μ A (9.7dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	11.52284MHz において準尖頭値	15.5dB μ A (14.5dB)
	11.52284MHz において平均値	8.9dB μ A (11.1dB)
15MHz 以上 30MHz 以下	26.61119MHz において準尖頭値	14.0dB μ A (6.0dB)
	26.61119MHz において平均値	9.0dB μ A (1.0dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	338.80kHz において準尖頭値	47.5dB μ V (11.7dB)
	338.80kHz において平均値	41.2dB μ V (8.0dB)
500kHz 以上 5MHz 以下	617.49kHz において準尖頭値	41.7dB μ V (14.3dB)
	540.56kHz において平均値	32.1dB μ V (13.9dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	18.24521MHz において準尖頭値	38.7dB μ V (21.3dB)
	18.24521MHz において平均値	34.2dB μ V (15.8dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

30MHz 以上 230MHz 以下	124.999MHz において垂直偏波	29.5dB μ V/m (0.5dB)
230MHz を超え 1000MHz 以下	749.982MHz において水平偏波	36.6dB μ V/m (0.4dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

- (3) (2)で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

試験又は校正を行う能力に関する一般要求事項を規定した国際規格である ISO/IEC 17025 に適合していることを米国 NVLAP 等により認定された測定機関である株式会社 UL Japan 本社 EMC 試験所で測定を行った試験成績書が型式指定申請書に添付されており、当該成績書に「測定用設備及び測定手順は、総務省告示第五百二十号(平成18年10月4日制定)に基づいている」旨が明記されている。

- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

筐体に収められており、取扱説明書にも安全確保のための文言が明記されている。

- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。

(別添9)(型式名:PL7660)

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

4.00MHz から 27.98MHz までであり、規定の範囲内である。

- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(三)までの各表(別表略)に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	473.65kHz において準尖頭値	7.0dB μ A (19.4dB)
	473.65kHz において平均値	-1.9dB μ A (18.3dB)
500kHz 以上 2MHz 以下	522.50kHz において準尖頭値	14.2dB μ A (11.8dB)
	522.50kHz において平均値	6.7dB μ A (9.3dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	14.77067MHz において準尖頭値	23.7dB μ A (6.3dB)
	14.64892MHz において平均値	13.0dB μ A (7.0dB)
15MHz 以上 30MHz 以下	19.28752MHz において準尖頭値	16.0dB μ A (4.0dB)
	19.28752MHz において平均値	5.3dB μ A (4.7dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	402.00kHz において準尖頭値	35.6dB μ V (22.2dB)
	173.15kHz において平均値	39.4dB μ V (15.4dB)
500kHz 以上 5MHz 以下	582.67kHz において準尖頭値	40.8dB μ V (15.2dB)
	583.07kHz において平均値	35.6dB μ V (10.4dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	26.48641MHz において準尖頭値	37.2dB μ V (22.8dB)
	26.61216MHz において平均値	31.2dB μ V (18.8dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

30MHz 以上 230MHz 以下	75.001MHz において垂直偏波	28.4dB μ V/m (1.6dB)
230MHz を超え 1000MHz 以下	750.002MHz において水平偏波	36.4dB μ V/m (0.6dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

- (3) (2)で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

測定方法として、「総務省告示第五百二十号の定めによる」旨が明記されている。

- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

筐体に収められている。

- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。